

報告第 4 号

令和 5 年度瀬戸内市水道事業会計予算繰越計算書について

令和 5 年度瀬戸内市水道事業会計予算は、別紙のとおり翌年度に繰越したの
で地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により
報告する。

令和 6 年 6 月 6 日 提出

瀬戸内市長 武久 顕也

令和5年度瀬戸内市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額	説明
						企業債	出資金	工事負担金	損益勘定留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	公共下水道事業に伴う水道支障移転事業	61,479,000		61,479,000			53,056,000	8,423,000			公共下水道事業との調整による工期延長
		藪間橋更新事業に伴う水道支障移転事業	6,934,400		6,934,400			3,467,200	3,467,200			藪間橋更新事業との調整による工期延長
合計			68,413,400	0	68,413,400	0	0	56,523,200	11,890,200			

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額	説明
						企業債	出資金	工事負担金	損益勘定留保資金			
1. 水道事業費用	1. 営業費用	鴨越堰修繕事業に伴う負担金	435,000		435,000				435,000			鴨越堰修繕事業に伴う設計委託期間延長
合計			435,000	0	435,000	0			435,000			